

【市立豊中病院受託実習生受入れに関する取扱要綱】

(総 則)

第1条 市立豊中病院において、委託により学生又は職員（以下「学生等」という。）の実習を受け入れる場合は、この要綱の定めるところによる。

(委託機関)

第2条 この要綱に基づき市立豊中病院に学生等の実習を委託することができる機関は、医療機関又は医療従事者等の養成を目的とする学校（以下「委託機関」という。）とする。

(手続き)

- 第3条 委託機関の長は、学生等の実習を市立豊中病院に委託しようとするときは、実習を受ける者の氏名、実習の期間、実習の内容等を記載した書面にて病院長に申出を行うものとする。
- 2 病院長は、前項の規定による申出があったときは、病院の業務に支障がなく受託を適当と認めた場合に限り、許可することができる。
- 3 病院長は、前項の規定により許可するときは、これを委託機関の長に書面で通知するものとする。

(災害補償)

第4条 前条第2項の規定により実習を許可された学生等（以下「実習生」という。）の災害等に係る補償については、市立豊中病院はその責めを負わない。

(実習料及びその他経費)

- 第5条 委託機関の長は、実習終了後30日以内に、実習生の出欠実績を市立豊中病院に報告するものとする。
- 2 市立豊中病院は、前項の報告に基づき、委託機関の長に実習料を請求するものとする。
- 3 委託機関の長は、前項の請求があつてから30日以内に、実習料を納入するものとする。
- 4 実習料の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 5 委託機関において実習料の額に定めがある場合はその額とする。ただし、前項の実習料の額を下回ってはならない。
- 6 実習に伴い、コピー(1枚10円)等のその他経費が発生した場合は、実習料とともに請求するものとする。

(実習義務)

第6条 実習生は、市立豊中病院に係る諸規則を遵守し、かつ病院長をはじめとする実習指導者の指示に従い、実習を行うものとする。

(実習の停止及び許可の取り消し)

- 第7条 実習生が第6条の規定に違反したとき又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該実習を停止させ、又は第3条第2項の許可を取り消すことができる。
- 2 病院長は、前項の規定により実習を停止させ、または実習の許可を取り消すときは、これを委託機関の長に通知するものとする。

(細 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実習生に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成18年9月1日から施行する。
- 2 「市立豊中病院受託実習生受け入れに伴う取扱規則」は平成18年8月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までに受託契約した実習の実習料については、第5条第2項本文の規定に関わらず実習生1人につき日額500円とする。

附 則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までに受託契約した実習の実習料については、第5条第4項本文の規定に関わらず、市内委託機関は実習生1人につき日額1,000円、市外委託機関は実習生1人につき日額1,500円とする。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和7年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和7年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和7年9月1日から施行する。

別表 1

実習料

職種	金額
医師	1人あたり日額 1,500円
看護師（市内委託機関）	1人あたり日額 2,000円
看護師（市外委託機関）	1人あたり日額 3,000円
助産師	1人あたり日額 5,000円
薬剤師	1期（55日間）385,000円（税別）
臨床検査技師	1人あたり日額 2,000円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1人あたり日額 3,000円
臨床工学技師	1人あたり日額 1,500円
管理栄養士、栄養士	1人あたり日額 2,000円
歯科衛生士	1人あたり日額 1,500円
NST 専門療法士	1期（10日間）25,000円
社会福祉士	1人あたり日額 1,500円
公認心理師	1人あたり日額 1,500円
診療情報管理士	1人あたり日額 1,500円
医療事務	1人あたり日額 1,500円
薬剤師早期体験	1人あたり日額 2,000円